

議案第 35 号

栗山町介護保険条例の一部を改正する条例

栗山町介護保険条例（平成 12 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 3 を次のように改める。

（地域支援事業）

第 1 条の 3 町は、法第 115 条の 45 第 1 項から第 3 項までに規定する地域支援事業を行うものとする。

第 1 条の 4 中「並びに前条第 1 号、第 4 号及び第 6 号」を「及び前条」に改める。

附則第 7 条第 2 項から第 4 項までの規定中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 28 年 3 月 31 日」に、「平成 30 年 4 月 1 日」を「平成 28 年 4 月 1 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。